

久留米工業大学同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 この会は、久留米工業大学同窓会（以下「本会」という）と称し、本部を久留米市内に置き、各地に支部を設ける。
- 第2条 本会は、会員相互の連携を密にし、親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会では、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 総会、その他の集会の開催
 2. 機関紙、会員名簿等の刊行
 3. 母校の事業の後援
 4. その他、本会の目的達成の為の適正な事業

第2章 会則

- 第4条 本会は、次の会員をもって組織する。
1. 正会員
 - (1) 久留米工業学園短期大学の卒業生
 - (2) 久留米工業大学の卒業生
 - (3) 久留米工業大学別科の卒業生
 - (4) 久留米工業大学大学院の修了生
 - (5) 前各号に掲げた学校及び各科を中退、転学した者で、入会を希望し役員会の議決により推薦された者
 2. 特別会員
 - (1) 本学の現教職員
 - (2) 本学の旧教職員
 3. 名誉会員
 - (1) 本学又は、本会に特別の功労のあった者で、役員会の議決により推薦された者

第3章 顧問

- 第5条 本会に顧問を置き、業務運営上、重要な事項につき、会長の諮問に応じ、又、意見の具申を行うことができる。
1. 役員会の推薦により、会長が委嘱する者

第4章 相談役

- 第6条 本会に相談役を置くことができる。ただし、特別な権限は有しない。
1. 同窓会活動に功績が大きかった正会員

第5章 役職

第7条 本会に次の役職を置く。

- | | | |
|-----------|-----|---------------------------|
| 1. 会長 | 1名 | 正会員の中から立候補者を募り、選挙を経て決定する。 |
| 2. 副会長 | 2名 | 正会員中より、会長が委嘱する。 |
| 3. 常任監事 | 2名 | 幹事の互選により、会長が委嘱する。 |
| 4. 評議委員 | 5名 | 正会員中より、会長が委嘱する。 |
| 5. 校友部長 | 1名 | 正会員中・大学職員中より、会長が委嘱する。 |
| 6. 監査部長 | 1名 | 正会員中より、会長が委嘱する。 |
| 7. 財務部長 | 1名 | 正会員中より、会長が委嘱する。 |
| 8. 事業部長 | 1名 | 正会員中より、会長が委嘱する。 |
| 9. 学生支援部長 | 1名 | 正会員中より、会長が委嘱する。 |
| 10. 幹事 | 10名 | 正会員中より、会長が委嘱する。 |

第8条 役員の仕事は、次の通りとする。

- | | |
|-------|----------------------------|
| 会長 | 本会を代表し、会務を統括する。 |
| 副会長 | 会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代行する。 |
| 常任監事 | 前項の直接的企画運営を担当する。 |
| 評議委員 | 本会の必要な事項について審議する。 |
| 校友部 | 本会の大学との連絡調整にあたる。 |
| 監査部 | 本会のすべての役職、各部門の会計監査にあたる。 |
| 財務部 | 本会の会計事務にあたる。 |
| 事業部 | 本会の事業運営を統括する。 |
| 学生支援部 | 支援事業の指導にあたる。 |
| 幹事 | 総会及び役員会の議決事項の企画運営にあたる。 |

第9条 役員の仕事は、二ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。欠員を生じた場合は、その都度補充する。ただし、その仕事は、前任者の残任期間とする。

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、会議において、出席した会員(委任状出席を含む)の過半数の議決によってこれを解任することができる。

1. 会則に著しく違反したとき
2. 心身の故障のため職務の執行に耐えないとき
3. 職務上の義務に著しく違反したとき
4. その他、本会の役員として不適切であると思われる重大な理由があるとき

第6章 委員会

第11条 本会に運営委員会と学内委員会を置く。

1. 運営委員会委員は本会会長が委嘱する。
2. 学内委員会は本学に在職する正会員を以て構成する。
3. 運営委員会は会長が開催を必要とするときに開く。
4. 運営委員会は本会活動の運営議事を行う。

第7章 会議

第12条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会とする。会議の成立は、役員の3分の2以上の出席とする。

第13条 定期総会は、原則として毎年1回開く。ただし、会長が必要と認めたとき、又は、会員の3分の2以上から要請があったときは、臨時総会を開くことがある。
役員会は、総会が開催されない場合、総会議決を代行する。

第14条 本会会員で、総会に出席不可能な場合は、文書をもって議決に参加することができる。

第15条 総会において審議する事項は、次の通りとする。

1. 会務の報告
2. 予算・決算の承認
3. 会則変更の必要あるときは、その審議
4. 会長の任免、役員承認
5. 母校の近況報告
6. その他

第16条 1. 役員会は、会長、副会長、支部役員、常任監事、幹事、本会各部役員をもって構成し、本会の運営にあたる。
2. 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は、役員過半数の要請があったとき、随時開催し、総会において、議決された事項、その他、会長又は役員が必要と認めた事項について審議する。

第17条 総会及び役員会の議事は、それぞれ出席者の過半数で議決し、可否同数の場合は、会長がこれと決める。

第8章 会計

第18条 本会の経費は、会費、寄附金、及びその他の収入金をもってあてる。

1. 会費は終身会費40,000円とし、正会員は入会時に納入する。尚、既納金は返還しない。
2. 会計年度は4月1日～翌年3月31日とする。

第9章 部会

第19条 本会に次の部会を設ける。

1. 機械工学科、機械システム工学科同窓会
2. 短期大学自動車工業科、交通機械工学科同窓会
3. 建築設備工学科、建築・設備工学科同窓会
4. 電子情報工学科、情報ネットワーク学科同窓会
5. 環境共生工学科同窓会
6. 教育創造工学科同窓会
7. 別科同窓会
8. 大学院修了生同窓会

- 第 20 条 各部会は、部会長 1 名及び幹事若干名をもって構成する。
1. 部会長は正会員中より、会長が委嘱する。
 2. 各部会の幹事は当該部会正会員中より、部会長が委嘱する。
 3. 部会長および幹事の任期はニヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

第 21 条 部会は第 2 条の本会の目的に従うものとする。

- 第 22 条 部会は本会の目的を達成するに相当と思われる事業を行うことができる。
1. 部会が事業を計画するときには計画書を会長に提出し、役員会の承認を受けなければならない。
 2. 事業の実施に当たってはあらかじめ役員会の議決を必要とする。

第 23 条 部会長は会長の許可を受けて役員会に出席し、意見を述べることができる。

第 10 章 支部の設置

第 24 条 必要に応じて支部を設置することができる。支部設置に関する規約は別にこれを定める。

第 11 章 個人情報

第 25 条 本会の運営に必然的に伴う、会員個人を特定出来る情報の取り扱いについては、個人情報を取り扱う役員が遵守すべき事項を適正に遂行し、会員個人の権利利益を保護しなければならない。個人情報に関して必要な事項は別にこれを定める。

第 12 章 補則

第 26 条 本会会員は、住所、氏名および勤務先の変更があったときはすみやかに本部に報告するものとする。

第 27 条 改定後の会則は平成 27 年 11 月 1 日より施行する。

設立	昭和 47 年 4 月 1 日
一部変更	平成 18 年 7 月 2 日
一部変更	平成 23 年 3 月 1 日
一部変更	平成 25 年 4 月 1 日
一部変更	平成 26 年 6 月 21 日
一部変更	平成 27 年 11 月 1 日